

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

改正前	改正後
<p>第1条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p>
<p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営管理等</li> <li>(2) 法令等遵守態勢</li> <li>(2)の2 反社会的勢力による被害の防止</li> <li>(3) 個人顧客情報の安全管理措置等</li> <li>(4) 外部委託</li> <li>(5) <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出</li> <li>(6) 相談及び助言の対応態勢</li> <li>(7) 苦情及び紛争等の対応態勢</li> <li>(8) 貸金業務取扱主任者</li> <li>(9) 禁止行為</li> <li>(9)の2 利息・保証料等に関する制限等</li> <li>(10) 契約に関する説明</li> <li>(11) 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。)</li> <li>(12) 広告の取扱い</li> <li>(13) 書面の交付義務</li> <li>(14) 取立て行為</li> <li>(15) 取引履歴の開示</li> <li>(16) 債権譲渡等</li> </ol>	<p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営管理等</li> <li>(2) 法令等遵守態勢</li> <li>(2)の2 反社会的勢力による被害の防止</li> <li>(3) 個人顧客情報の安全管理措置等</li> <li>(4) 外部委託</li> <li>(5) <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出</li> <li>(6) 相談及び助言の対応態勢</li> <li>(7) 苦情及び紛争等の対応態勢</li> <li>(8) 貸金業務取扱主任者</li> <li>(9) 禁止行為</li> <li>(9)の2 利息・保証料等に関する制限等</li> <li>(10) 契約に関する説明</li> <li>(11) 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。)</li> <li>(12) 広告の取扱い</li> <li>(13) 書面の交付義務</li> <li>(14) 取立て行為</li> <li>(15) 取引履歴の開示</li> <li>(16) 債権譲渡等</li> </ol>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

<p>(17) 営業店登録 (18) 過払金支払</p> <p>2 非営利特例対象法人(貸金業法施行規則(以下「施行規則」という。)第5条の3の2第2項に定めるものをいう。以下同じ。)たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p>	<p>(17) 営業店登録 (18) 過払金支払</p> <p>2 非営利特例対象法人(貸金業法施行規則(以下「施行規則」という。)第5条の3の2第2項に定めるものをいう。以下同じ。)たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p>
<p>第12条～第73条 (略)</p>	<p>第12条～第73条 (略)</p>
<p>(<u>本人確認</u>の方法)</p> <p>第74条 協会員は、債務者等若しくはその代理人又は公的機関から当該債務者等についての取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、取引履歴の開示請求を行った者の資格について次項以下の規定に従い十分かつ適切に確認を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に係る書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)施行規則第4条に規定する本人確認書類(写しを含む。以下「本人確認書類」という。)の提示を求めることもできるものとする。</p> <p>3 協会員は、債務者等から委任を受けた代理人(以下「代理人」という。)から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該代理人は債務者等に代わり債務の弁済を行おうとする者であり過去に弁済の取引がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な</p>	<p>(<u>本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認</u>の方法)</p> <p>第74条 協会員は、債務者等若しくはその代理人又は公的機関から当該債務者等についての取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、取引履歴の開示請求を行った者の資格について次項以下の規定に従い十分かつ適切に確認を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、債務者等から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、協会員は、その保管する貸付けの契約その他の取引に係る書類に記載された情報を用いることなどにより、債務者等の負担がより少ない方法により債務者等本人であることが確認できる場合など、合理的な方法により確認することができる場合には、当該方法を用いて確認をすることが適切である。また、債務者等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)施行規則第6条に規定する本人確認書類(写しを含む。以下「本人確認書類」という。)の提示を求めることもできるものとする。</p> <p>3 協会員は、債務者等から委任を受けた代理人(以下「代理人」という。)から当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該代理人は債務者等に代わり債務の弁済を行おうとする者であり過去に弁済の取引がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な点が</p>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

<p>点がある場合等、確認を慎重に行わなくてはならない。</p> <p>第4項～第6項 (略)</p>	<p>ある場合等、確認を慎重に行わなくてはならない。</p> <p>第4項～第6項 (略)</p>
<p>第75条～第79条 (略)</p>	<p>第75条～第79条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則(平20. 3. 1)</p> <p>この改正は、平成20年3月1日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第74条第2項を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平20. 5. 1)</p> <p>この改正は、平成20年5月1日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条第1項を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平21. 6.28)</p> <p>この改正は、平成21年6月18日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条第1項、第24条1項、第43条1項、第53条第1項、第3項 第54条第1項、第55条を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平22.6.18)</p> <p>1 この改正は、平成22年6月18日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4 第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4、 第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、</p>	<p style="text-align: center;">附 則(平20. 3. 1)</p> <p>この改正は、平成20年3月1日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第74条第2項を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平20. 5. 1)</p> <p>この改正は、平成20年5月1日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条第1項を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平21. 6.28)</p> <p>この改正は、平成21年6月18日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条第1項、第24条1項、第43条1項、第53条第1項、第3項 第54条第1項、第55条を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平22.6.18)</p> <p>1 この改正は、平成22年6月18日から施行する。 (注)改正条項は、次のとおりである。 第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4 第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4、 第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、</p>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

<p>第21条の2、第21条の3、第22条、第23条、第24条、 第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、第27条の4、 第27条の5、第28条、第29条、第29条の2、第29条の3、 第29条の4、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、 第35条、第37条、第39条、第39条の2、第39条の3、 第39条の4、第48条、第52条、第59条、第62条、第67条の2、 第67条の3、第67条の4、第67条の5、第69条を改正。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第11条第7号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>3 協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</p>	<p>第21条の2、第21条の3、第22条、第23条、第24条、 第25条、第27条、第27条の2、第27条の3、第27条の4、 第27条の5、第28条、第29条、第29条の2、第29条の3、 第29条の4、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、 第35条、第37条、第39条、第39条の2、第39条の3、 第39条の4、第48条、第52条、第59条、第62条、第67条の2、 第67条の3、第67条の4、第67条の5、第69条を改正。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第11条第7号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>3 協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>附 則(平25.4.1)</u></p> <p><u>この改正は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注)改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第11条、第74条を改正。</u></p>
--	--